相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡中之條町大字四万四二三七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　本多　喜好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

群馬県吾妻郡中之条町伊勢町七六三―四　駅南ビル二階西　あがつま法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　有斗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区今戸二丁目七番地四、最後の住所埼玉県狭山市大字加佐志一〇四番地　特別養護老人ホームさくら　被相続人　亡　山本　安文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

埼玉県坂戸市日の出町一六番一一坂戸駅前通りハイツ六〇四　林法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字上一一二五番地三、最後の住所埼玉県北足立郡伊奈町寿二丁目七六番地一　被相続人　亡　眞船　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目六番一三号全埼玉県パンビル三階A号くすのき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井上　光昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小豆沢四丁目二一番地、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字木部五二七番地六　被相続人　亡　片桐　裕明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

埼玉県熊谷市筑波一―五六―一　ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白石　悟史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市向小金一丁目二三八番地一、最後の住所千葉県流山市向小金一丁目二三八番地の一ファミールガーデン南柏二一一　被相続人　亡　石川　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

事務所千葉県柏市柏六―一―一　流鉄柏ビル七階　北千葉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関谷　恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区千葉寺町三一二番地一〇、最後の住所千葉県市川市本北方一丁目九番一一号（つばさ弐番館一一一号）　被相続人　亡　加藤　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―八―七　中央スカイビル六階　澤田綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　澤田　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市野田三三五番地、最後の住所千葉県野田市野田三三五番地　被相続人　亡　中村　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

事務所千葉県柏市柏六丁目九番一八号柏パークビル五階柏の森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　劒　宮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市畑沢南五丁目一二番、最後の住所千葉県木更津市畑沢南五丁目一二番一七号　被相続人　亡　大越　秀則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号　かずさ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡邉　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市沢一〇七〇番地、最後の住所東京都練馬区春日町一丁目三三番七号　被相続人　亡　市村　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区末吉町四丁目七四番地、最後の住所横浜市中区本牧町二丁目三一二番地ハイラーク本牧三〇六号室　被相続人　亡　齊藤　優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

横浜市中区海岸通四―二〇―二YT馬車道ビル四〇三　相続財産管理人　弁護士　戸張　雄哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市田鶴浜町ニ部一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

事務所石川県羽咋郡志賀町堀松七の一番地一四植木組ビル二階　相続財産管理人　佐々木善基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市宮脇四六二番地、最後の住所静岡県掛川市掛川一〇〇五番地の二　被相続人　亡　榛葉　矩夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日

静岡県掛川市長谷一丁目一一番地の一一、事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号　相続財産管理人　司法書士　桑原　淑浩

第40期決算公告

平成29年12月13日
福島県郡山市田村町金屋字新家1番地2
アサカ弘運株式会社
代表取締役　本田　武保

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	53,928
	固定資産	22,160
	合計	76,088
負債及び純資産の部	流動負債	26,973
	固定負債	9,684
	株主資本	39,430
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,430
	（利益準備金）	(740)
	（その他利益剰余金）	(28,690)
	（うち当期純利益）	(4,556)
	合計	76,088